

呉港付近台風等対策実施要綱

令和 2 年 7 月 21 日改正
令和 3 年 7 月 28 日改正
令和 5 年 6 月 23 日改正
令和 7 年 6 月 11 日改正
呉港付近台風等対策分科会

1 台風等対策

台風等の接近に伴う措置について機を失せず、適切に次のとおり実施する。

(1) 台風及び発達した低気圧について

台風及び発達した低気圧の対応措置については、別添 1 のとおりとする。

(2) 津波について

津波の対応措置については、別添 2 のとおりとする。

- ① 平素から別添 3 を参考とし、自船のとるべき行動等を予め把握しておき、津波情報を入手した場合等速やかに適切な措置を講じる。
- ② 危険物積載船が着離棧する岸壁等の管理者及び危険物積載船については、予め対応マニュアル等を作成しておくことにより、甚大な二次災害を防止する。
- ③ 個別の津波対策については、上記によるほか、別途定める要領に従って適切に対応する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ地震臨時情報の対応措置については、別添 4 のとおりとする。

2 警戒態勢区分と発令基準等

警戒態勢区分及び発令基準等は、以下のとおりとする。

(1) 第 1 警戒態勢(警戒勧告)

① 台風について

台風の強風域が呉港に到達すると予想される約 6 時間前で、風速 15 m/s 以上の強風域に入る可能性がある場合に発令する。ただし、最大風速 40 m/s 以上の暴風域を伴うおそれのある場合は、24 時間前までに発令する。

② 津波について

気象庁から広島県沿岸部に津波注意報が発表された場合に発令する。

(2) 第 2 警戒態勢(避難勧告)

① 台風について

台風の暴風域が呉港に達すると予想される約 6 時間前で、風速 25 m/s 以上の暴風域に入る可能性がある場合に発令する。

② 津波について

気象庁から広島県沿岸部に津波警報、大津波警報が発表された場合に発令する。

③ 発達した低気圧について

気象庁から発達した低気圧の影響で、広島県広島・呉地方に暴風、暴風雪又は波浪警報が発表された場合に発令する。

(3) 警戒態勢の解除

各警戒態勢解除の基準は、以下のとおりとする。

① 台風について

台風の強風域が呉港付近を通過若しくは、台風による被害の危険性が概ね無くなったと判断される場合には、警戒態勢を解除する。

② 津波について

気象庁から津波注意報、津波警報、大津波警報の解除が発表された場合には、警戒態勢を解除する。

③ 発達した低気圧について 気象庁から広島県広島・呉地方の暴風、暴風雪又は波浪警報が解除された場合には、警戒態勢を解除する。

(4) 南海トラフ地震警戒強化勧告

① 気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に発令する(先発地震等による第一又は第二警戒態勢の発令中を除く)。

② 気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に引き続く南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合には、南海トラフ地震警戒強化勧告を解除する。

(5) その他

気象庁から台風及び発達した低気圧の影響で、広島県広島・呉地方に強風と高波に関する気象情報等及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合には、適宜注意喚起を行う。

3 警戒態勢の伝達等

- (1) 部会長は、前記4項目の警戒態勢区分及び発令基準等に基づき、呉港長等から異常気象等による勧告又は命令等発出の通知がなされた場合及び別添5(瀬戸内海西部台風対策要綱)に基づき、瀬戸内海西部台風等対策協議会から協議の結果の周知を受けた場合、又は第六管区海上保安本部長及び第七管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条第2項に基づく避難又は解除に係る勧告が発表された場合は、その内容を速やかに会員へ伝達するものとする。また、伝達は、「台風等対策伝達系統網」(以下「伝達系統網」という)によることとする。
- (2) 異常気象等により、情報の伝達手段がいずれも使用不能となった場合を想定し、会員個々において、気象情報・防災情報の入手に努め、前記4項目に定める発令基準等に達したと判

断された場合には、それぞれ発令基準毎の警戒態勢等が発令されたものとみなして、本要綱に基づく伝達を待つことなく、自発的に適切な対応をとること。

- (3) 部会長から、前記(1)による伝達受けた会員は、これに伴い行った措置を別紙により、呉海上保安部交通課(以下「呉交通課」という。)あて回答すること。

4 その他

- (1) 伝達系統網の連絡先更新のため、毎年4月末日までに連絡先の変更の有無について、呉交通課へ連絡する。
- (2) 前記(1)により、伝達系統網に変更を生じた場合には、呉交通課で伝達系統網を修正のうえ会員あて送付する。
- (3) 前記(1)以外で、急遽、伝達系統網に変更が生じた場合は、変更内容を適宜、呉交通課まで連絡する。
- (4) 前記(3)により、伝達系統網の変更にかかる情報を呉交通課で入手した場合には、その内容を会員へ周知する。

呉港付近台風等対策分科会伝達事項	
対策の実施について	
発信者	
番 号	第〇警戒態勢(第 報)関連について
日 時	令和 年 月 日 時 分現在
〇〇岸壁(埠頭)に係留していた〇〇丸(総トン数〇〇〇トン、全長〇〇〇メートル、船籍〇〇〇〇、乗組員〇〇名は、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、台風〇〇号による 避難のため、〇〇〇海域向け離岸した。 同海域着予定は、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃である。 なお、同船長に対し、同海域に到着したら「ひろしまほあん」あてVHFにより緊急入域にかかる通報を行い、VHF 1 6 c hを常時聴守するよう指導済。	

別添 1 台風及び発達した低気圧に対する船舶対応表

区分	勧告	発令基準	対応措置
注意喚起	—	広島県広島・呉地方に強風と高波に関する気象情報等が発表された場合	① 最新の気象情報等を収集し、台風の動向等に留意する。 ② 船舶代理店、運航管理者等との連絡態勢を確保する。
第 1 警戒態勢	警戒勧告	① 台風の強風域が呉港に到達すると予想される約 6 時間前で、風速15m/s以上の強風域に入る可能性がある場合。ただし、最大風速40m/s以上の暴風域を伴うおそれのある場合は、24時間前までに発令する。 ② 台風の暴風域（風速25m/s以上）が呉港を通過後、風速が継続して15m/s以上である場合。	① 船舶については、運航・荷役・操業・修繕等の作業を一時中止し、速やかに避難準備をする。 ② 係留船舶については、乗員の増強・荒天準備を整える。 ③ かき筏等の養殖施設については、流出防止強化・破損の防護等を講じる。 ④ 設置工作物については、流出防止強化・破損の防護等を講じる。 ⑤ その他、海上災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。 ⑥ 発令基準②により、第 2 警戒態勢から第 1 警戒態勢に変更した場合は、第 1 警戒態勢対応措置の継続とする。
第 2 警戒態勢	避難勧告	① 台風の暴風域が呉港に達すると予想される約 6 時間前で、風速25m/s以上の暴風域に入る可能性がある場合。 ② 気象庁から発達した低気圧の影響で、広島県広島・呉地方に暴風、暴風雪又は波浪警報が発表された場合。	① 港内にある船舶は、原則として港外の安全な場所へ速やかに避難する（港内で避難する船舶は、自船の状況や気象・海象状況などに警戒しながら避難する）。 ② 漁船及びプレジャーボート等の小型船舶は、安全な場所への避難、係留強化等の流出防止措置を完了する。
解除	—	台風の強風域が呉港を通過し、被害の危険性が概ね無くなったと判断された場合。	① 係留施設の情報等を入手し、安全を確認して入港する。 ② 吹き返しによる突風、漂流物等に注意して入港する。

注）港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。

瀬戸内海西部台風対策要綱による台風に対する船舶対応表（参考）

—	湾外避難勧告	大型台風（最大風速40m/s以上の暴風域を伴う台風）の強風域が対象海域に到達すると予想される約24時間前で、風速15m/s以上の強風域に入る可能性がある場合	① 対象海域内の対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外へ避難する。ただし、対象海域内においても安全に避泊・避航することができる船舶は除く。 ② 対象海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避する。 ③ 対象船舶以外で避難する船舶においても、早い段階から避難海域及び避泊方法を検討し、早めの避難を心がける。
解除	—	大型台風の暴風域が対象海域を通過した場合。	港長等から第一警戒態勢（警戒勧告）又は第二警戒態勢（避難勧告）が発令されている場合は、同勧告に従う。

別添 2 津波に対する船舶対応表

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
			大型船、中型船（漁船を含む）				小型船 （プレジャーボート、小型漁船等）	
			港内着岸船		錨泊船、浮標係留船 （作業船を含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
			一般船舶 （作業船を含む）	危険物積載船舶				
大津波警報	10m超 （10m＜予想高さ） 10m （5m＜予想高さ≤10m） 5m （3m＜予想高さ≤5m）	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波警報	3m （1m＜予想高さ≤3m）	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波注意報	1m （0.2m＜予想高さ≤1m）		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 （場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
備考				事業者側で予め対応マニュアルを作成	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

津波来襲までの時間的余裕

- 有り

：

大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
- 無し

：

大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- 大型船

：

タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船

：

大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船

：

プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。
- 陸上避難

：

船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
- 港外退避

：

港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。
- 港内避泊

：

港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）。
- 係留避泊

：

係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。）。
- 陸揚げ固縛

：

プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

＊ 上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域（港）の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。
また、船舶においては利用港で検討された対応策が反映された津波対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。

<参考文献>

別添 1 ・ 2

『2013年度 大地震及び大津波来襲時の航行安全対策に関する調査研究報告書』

別冊【港内津波対策の手引き】（2014年4月）21～22・24項

公益社団法人 日本海難防止協会 発行

別添 3 津波による船舶への影響と望ましい対応

	大型船、中型船（漁船を含む）				小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
	港内着岸船		錨泊船、浮標係留船（作業船を含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
	一般船舶（作業船を含む）	危険物積載船舶				
船舶への影響等	① 地震動により船体動揺（前後左右）が生じ係留索の伸び、切断が生じる場合がある。 ② 地震による電源喪失により荷役装置の切り離し、収納ができない場合がある。 ③ 津波の水位変動による船舶の浮上や、強い流れから受ける流圧による船位の移動は、船を係止している係留索が伸び、係留索張力の増大をもたらす。 ④ 津波による船舶の浮上や移動の量が大きいときは係留索が切断し、船舶が岸壁から離れて漂流を始め、衝突、座礁等に発展する場合がある。 ⑤ 津波の岸壁越流により船体が岸壁に打上げられる場合がある。 ⑥ 津波の引き波により船底が底触する場合がある。 ⑦ 津波の圧流により離棧できない場合がある。 ⑧ オイルフェンスの収納が困難となる場合がある。		① 一般に船舶が錨泊する湾、入り江、港湾は、外海に比して開口部が狭まっており、狭まった開口部で津波の流速が増すことから、錨泊船は走錨の可能性が高い。 ② 浮標係留船については基本的に錨泊船と同様であるが、前後係留の場合斜めや横方向から流れを受ける場合、浮標の係留力を超える可能性が高い。 ③ 津波の押し引きにより流向が反転し錨鎖の把駐力を失う場合がある。 ④ 津波に圧流され浅瀬への座礁や岸壁等に衝突する場合がある。 ⑤ 津波の引き波により船底が底触する場合がある。 ⑥ 岸壁等の浸水によりレーダー反射不全となる場合がある。 ⑦ 沖合から来襲する津波をレーダー反射により把握できる場合がある。	① 湾内や港内を航行している船舶は、水流力により偏位、偏針するとともに喫水に比較して水深が十分でない場合、水深の変化により舵効きに影響を受けるなど、操船上の影響を受ける可能性が高い。 ② 港内では、津波の強い流れにより、主機全速による推力でも圧流され前進できない場合がある。 ③ 港内における津波による水流の方向・大きさは複雑であり、特に港口付近では大きな渦を生じることあることから、津波来襲時に港内を航行することは、座礁、衝突等の危険を伴う。 ④ 大型船舶では、津波の流圧によりタグボートやスラスターによる船体制御が困難となる場合がある。 ⑤ 津波を乗り越える際、プロペラレーシングにより主機回転数にリミッター機能が働き、急減速する場合がある。 ⑥ 津波を船尾から受けた場合、船体が津波の前面で波乗り状態となる場合がある。 ⑦ 岸壁等の浸水により、レーダー反射不全となる場合がある。 ⑧ 沖合から来襲する津波をレーダー反射により把握できる場合がある。	① 小型船舶は船首索及び船尾索各1本のみで係留している場合が多く、津波による強水流高水位により、係留索は容易に切断し流出する可能性が高い。 ② 水位上昇による係留索緊張や船底の岸壁接触により、容易に浸水、転覆が発生する。 ③ 津波の岸壁越流や防波堤越流により、小型船舶及び係留施設全体が水没する場合がある。 ④ 河川や運河では、津波の遡上により強い流れが生じ、係留索が容易に切断する場合がある。	① 浅水域を航行する機会の比較的多い小型船舶の場合、津波による水位変化による底触の危険性が大型船に比して大きい。 ② 水流力により偏位、偏針するとともに喫水に比較して水深が十分でないため、水深の変化により舵効きに影響を受け、操船・保針が困難になる可能性が高い。 ③ 津波の前面が巻き波になり、操縦の自由が失われ横倒し沈没するなどの危険性がある。 ④ 港内における津波による水流の方向・大きさは複雑であり、特に港口付近では大きな渦を生じることあることから、津波来襲時に港内を航行することは、座礁、衝突等の危険を伴う。 ⑤ 津波により港内に押し流された漁網、ロープ、流木等の浮遊物により、航行そのものが大幅に制限される可能性が高い。
船舶の望ましい対応	① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、荷役・作業を中止し、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。 なお、沿岸に近い地点で地震が発生した場合には、気象庁が津波警報等を発表する前に津波が来襲する状況も発生し得ることから、強い地震（震度4程度以上）を感じた時や弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに情報収集等に努める必要がある。 ② 大津波警報、津波警報が発せられ、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を基本とすることが望ましい。（津波の高さ1～2m程度から被害が発生するとされている。） ただし、津波警報の場合は、船舶の大きさと津波予想高さを勘案して、係留避泊することも考えられる。 ③ 大津波警報、津波警報が発せられ、港外退避する時間的余裕がない場合は、係留索の増し取り又は増し締めによる係留強化により係留避泊することが望ましい。 なお、大津波警報が発せられ、在船することが危険と判断し陸上の高所に避難する時間的余裕がある場合は、陸上避難することが望ましい。 ④ 津波注意報が発せられた場合は、船舶の大きさと津波予想高さを勘案して、係留避泊又は港外退避することが望ましい。 ⑤ 船舶の大きさや状況に応じて、以下の操船運用等及び保船を考慮する。 イ) 津波の水位変化、流況及び漂流物の監視体制を強化する。 ロ) 主機関の起動及び投錨の準備をしておく。 ハ) 着岸時に投錨することで、緊急離棧時の離棧操船が容易となる。 ニ) 出船係留とすることで、離棧・回頭時間を大幅に短縮できる場合がある。 ホ) 自力による緊急離棧では、全係留索の巻出し又は係留索の切断による措置が有効となる。 ヘ) 津波の圧流により離棧できない場合は、船首スプリング索を活用した船尾の振出し操船が有効となる。 ト) スプリング、プレスト索を長くすることが係留力強化に有効となる。 チ) 係留索の増し取り、増し締め等の係留強化その他の係留索保守体制を強化する。	① 積荷の危険物による二次災害防止のため、大津波警報、津波警報が発せられた場合、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を基本とすることが望ましい。 ② ①以外の対応については一般船舶（作業船を含む）の避難対応に同じ。 ③ 一般船舶（作業船を含む）の⑤に加え、緊急時の以下の運用等について、迅速な措置を行う。 イ) 自船が設置しているオイルフェンスの迅速な収納等 ロ) メンブレン型大型液化ガスタンカーの緊急離棧後のスロッシング防止措置	① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、作業を中止し、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。 なお、沿岸に近い地点で地震が発生した場合には、気象庁が津波警報等を発表する前に津波が来襲する状況も発生し得ることから、強い地震（震度4程度以上）を感じた時や弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに情報収集等に努める必要がある。 ② 大津波警報、津波警報が発せられ、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、揚錨又は係留索を解らんして港外退避することが望ましい。 ③ 大津波警報、津波警報が発せられ、港外退避する時間的余裕がない場合は、港内避泊することが望ましい。 ④ 津波注意報が発せられた場合は、港内避泊とし、場合によっては港外退避することが望ましい。 ⑤ 船舶の大きさや状況に応じて、以下の操船運用等及び保船を考慮する。 イ) 錨鎖の伸長又は2錨泊により把駐力を増すとともに、主機、舵及びスラスターを併用し、津波に対抗する。 なお、2錨泊の場合は絡み錨解除に備えて回頭状況を把握しておく。 ロ) アンカードレッシングにより津波に向首することにより、津波外力に対抗することが有効である。 ハ) 緊急離脱ができるように捨錨の準備を行う。 ニ) 陸上物標のトランジットにより走錨監視を行う。 ホ) 津波の水位変化、流況及び漂流物の監視を強化する。	① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。 なお、沿岸に近い地点で地震が発生した場合には、気象庁が津波警報等を発表する前に津波が来襲する状況も発生し得ることから、強い地震（震度4程度以上）を感じた時や弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに情報収集等に努める必要がある。 ② 大津波警報、津波警報が発せられ、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避することが望ましい。 ③ 大津波警報、津波警報が発せられ、港外退避する時間的余裕がない場合は、港内避泊することが望ましい。 ④ 津波注意報が発せられた場合は、港外退避とすることが望ましい。 ⑤ 船舶の大きさや状況に応じて、以下の操船運用等を考慮する。 イ) 津波来襲中に防波堤等の港口を航過する場合は、最大推力により舵効きを確保して航過する。 ロ) 引き波時に防波堤等の港口を航過する場合は、押し波時や渦流時に比べて津波の圧流による減速や斜行影響が小さく保針性もよい場合がある。 ハ) 津波が来襲した場合は、津波に向首し、船体への衝撃及びプロペラレーシングによる急減速を避けるため主機回転の調整を行う。 ニ) 防波堤や他船との衝突防止のため投錨準備とする。 ホ) 津波の水位変化、流況及び漂流物の監視を強化する。	① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。 なお、沿岸に近い地点で地震が発生した場合には、気象庁が津波警報等を発表する前に津波が来襲する状況も発生し得ることから、強い地震（震度4程度以上）を感じた時や弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに情報収集等に努める必要がある。 ② 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発せられた場合は、人命の安全第一として陸上避難を基本とすることが望ましい。 ただし、小型船舶でも、十分津波に対応できる海域が港外に存在し、避難する時間的余裕のある場合は、港外退避も可能と考えられる。 ③ 陸上避難する場合は、陸揚げ固縛又は係留強化することが望ましい。 ④ 船舶の大きさや状況に応じて、以下の保船措置を考慮する。 イ) 陸揚げ固縛にあたっては、できる限り、流出防止柵等の設置施設に陸揚げする。 ロ) 陸上固定金具等に固縛索をとり、船体浮上時の流出防止を図る。 ハ) 海上係留保管している場合は、できる限り、水位変化に対応できる浮桟橋又は係留杭等の係留施設において係留強化する。	① 気象庁が大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は、地震・津波情報の入手に努めることが必要である。 なお、沿岸に近い地点で地震が発生した場合には、気象庁が津波警報等を発表する前に津波が来襲する状況も発生し得ることから、強い地震（震度4程度以上）を感じた時や弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに情報収集等に努める必要がある。 ② 大津波警報、津波警報が発せられ、時間的余裕がある場合は、直ちに着岸して陸揚げ固縛若しくは係留強化し陸上避難するか又は港外退避することが望ましい。 ③ 大津波警報、津波警報が発せられ、陸揚げ固縛又は係留強化の時間的余裕がない場合は、着岸後直ちに陸上避難するか又は港内避泊することが望ましい。 ④ 津波注意報が発せられた場合は、直ちに着岸して陸揚げ固縛若しくは係留強化し陸上避難するか又は港外退避することが望ましい。 ⑤ 船舶の大きさや状況に応じて、以下の操船運用等を考慮する。 イ) 港外避難中に津波の来襲を受けた場合は、船体傾斜による転覆を避けるために津波来襲方向に船首を向け、船速を調整し船体への衝撃を抑え津波に対抗する。 ロ) 港内の地形特性により津波の流れが弱くなる水域では、小型船舶が港内で津波、漂流物を避航できる場合がある。 ハ) 津波の水位変化、流況及び漂流物の監視を強化する。 ニ) 港外退避に備えて、通常時から非常食、飲料水、保温具等を備蓄する。

別添 4 南海トラフ地震臨時情報に対する船舶対応表

発表される臨時情報	区分	勧告	船舶津波対策（案）	留意事項
南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	—	—	関係者に対し情報提供する。	—
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	注意喚起		避難準備に関する確認行動をとる。 ・ 南海トラフ地震臨時情報に係る情報入手に務める。 ・ 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行う。	① 先発地震に伴う津波警報等による勧告が継続中の場合は、左記注意喚起は発出しない。 ② 先発地震に伴う津波警報等による勧告が解除された時点で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が継続して発表されている場合は、左記の注意喚起に切り換える。 ③ ゆっくりすべりの場合は、長期間継続される場合がある。
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	—	南海トラフ地震警戒強化勧告	① 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出境できるよう準備する。 ・ 避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・ 岸壁管理者の対応の確認 ・ 荷主企業等の対応の確認 ・ 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認 ・ 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努める等 ② 自主的な避難行動をとる。 ・ 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難する。	① 先発地震に伴う津波警報等による勧告が継続中の場合は、左記の勧告は発出しない。 ② 先発地震に伴う津波警報等による勧告が解除された時点で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が継続して発表されている場合は、左記の勧告に切り換える。
南海トラフ地震臨時情報 （解除）	—	—	—	① 南海トラフ地震警戒強化を発出している場合は、関係者に対して同警戒解除を発出する。 ② 南海トラフ地震注意を発出している場合は、必要に応じて関係者に情報提供する。

瀬戸内海西部台風等対策要綱

令和 3 年 7 月 1 日制定

本要綱は、瀬戸内海西部台風等対策協議会（以下「協議会」という。）会則第 2 条の協議事項のうち、瀬戸内海西部海域における特に勢力の強い台風による船舶交通の危険を防止するための対策の実施について必要な事項を定めるものである。

（対象海域）

第 1 条 特に勢力の強い台風の来襲に伴い避難の対象とする海域は、海上交通安全法適用海域のうち

- ① 来島海峡大橋（第 1、2、3）、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋、生口橋、因島大橋、新尾道大橋を結ぶ線
- ② 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線
- ③ 関門港

上記①、②、③と本州、四国、九州の陸岸に囲まれた海域及び港則法適用港とする。（別紙 1 のとおり）

ただし、瀬戸内海中部、西部海域の境界線である上記①付近の港則法適用港については、当該港の台風対策の運用状況を勘案し、広島県土生港を対象海域に含め、愛媛県吉海港、岡村港、宮浦港、菊間港は対象海域から除く。

（対象船舶）

第 2 条 対象船舶は、風圧面積が大きく風の影響を受けやすい走錨の危険性が高い船舶及び事故発生時において船舶交通に重大な危険を及ぼす可能性がある大型危険物積載船として以下に定める船舶とする。

ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶については対象外とする。

① 高乾舷船

自動車運搬専用船（長さ 1 6 0 m 以上）

コンテナ船（長さ 1 6 0 m 以上）

ガスタンカー（長さ 1 6 0 m 以上）

タンカー（長さ 1 6 0 m 以上）

客船・フェリー（長さ 2 0 0 m 以上）

貨物船（長さ 2 0 0 m 以上）

② 大型危険物積載船

総トン数 5 万トン以上の危険物船（液化ガス船を除く）

総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

(対象となる台風の規模)

第3条 避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴い、中心付近の最大風速（10分間平均）40m/s以上のもの（以下「特定台風」という。）とする。

(避難時期)

第4条 避難時期は、原則として、特定台風の強風域が対象海域に到達する24時間前とする。ただし、特定台風の規模、速力等を考慮し、24時間より早めに設定することができる。

(避難時期の検討)

第5条 気象庁が発表する台風の5日間予想において、以下の基準を満たす場合、対象となる台風として判定し、瀬戸内海西部台風等対策協議会事務局（以下「事務局」という。）が避難時期等を検討する。

- ① 3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること。
- ② 3日後の予報において、中心付近の最大風速40m/s以上であること。

2 避難時期等の検討にあたっては、大阪管区気象台又は福岡管区気象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする。

(避難時期等の協議)

第6条 第5条に該当する台風の接近に係る避難時期については、事務局の検討結果をもとに協議会にて協議のうえ決定する。

ただし、台風の動向に対応して速やかに避難体制を構築する必要があることから、電子メール等による協議をもって、協議会による協議に代えるものとする。

2 協議会の協議については、原則として平日の昼間に実施する。

(避難行動)

第7条 避難行動は次のとおりとする。

- ① 対象海域内の対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外へ避難する。

ただし、対象海域内においても安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航行を含む）することができる船舶は除く。

- ② 対象海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避する。

ただし、入域後、対象海域内において安全に風の影響の少ない避泊・避航（ちちゅう、

低速航行を含む) することができる船舶は除く。

- ③ 対象船舶以外の船舶についても、安全な海域に避難しようとする場合は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

(解除時期)

第8条 避難措置を解除する時期は、特定台風の暴風域が対象海域を通過した後とする。ただし、港則法第39条第4項により勧告が発出されている港則法適用港については、同勧告に従うこと。

(周知等)

第9条 事務局は、第6条に基づいて、避難措置に係る検討を開始した際は、協議会会員に周知することとする。

2 事務局は、協議した結果を速やかに協議会会員に周知すること。ただし、第六管区海上保安本部長及び第七管区海上保安本部長が海上交通安全法第32条第2項に基づく避難にかかる勧告の発表*の時期と差異がない場合はこの限りではない。

3 周知時期に関しては、夜間及び休日等を勘案して実施すること。

4 協議会会員は、協議された結果の周知を受けたとき、または、第六管区海上保安部本部長及び第七管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条第2項に基づく避難又は解除に係る勧告が発表されたときは、傘下の関係団体及び船舶等に周知すること。(別紙2-1、別紙2-2のとおり)

※勧告の発表とは、第六管区及び第七管区の本部長が法に基づく勧告の内容を発表する時期のことをいう。
なお、勧告の措置内容の効力を有する時期は、勧告の発出時期をいう

(情報の伝達)

第10条 前条による周知は、別紙3に定める情報伝達ルートにより速やかに周知展開を図るものとする。

(解除後の安全確認)

第11条 協議会会員は、避難措置が解除された場合にあっても、気象状況及び他の対象海域、港則法適用港における航行制限等の情報に留意し、交通の安全に注意を図る。

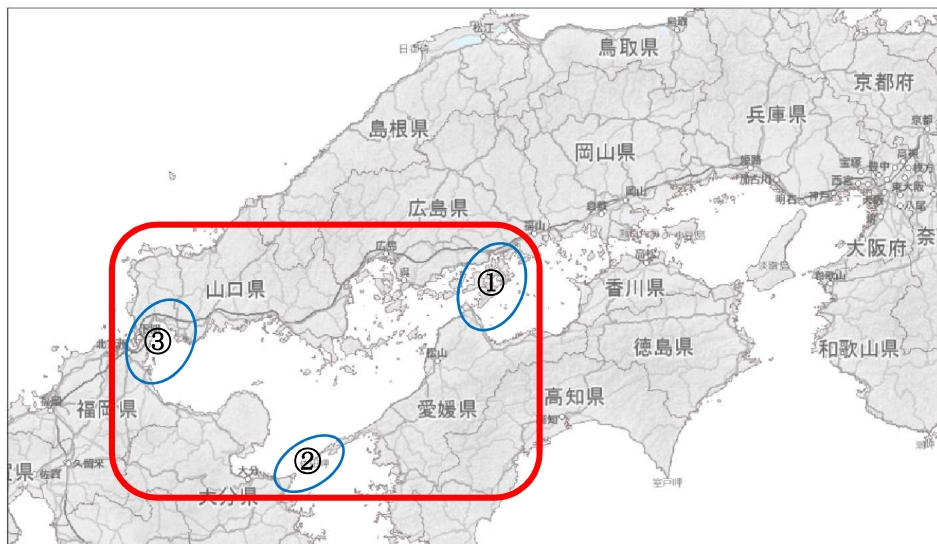
(本要綱の改正)

第12条 本要綱に定める事項は、瀬戸内海西部台風等対策協議会の議決により改正する。

附 則 この要綱は、瀬戸内海西部台風等対策協議会において承認されたときから効力を有する。

(瀬戸内海西部台風等対策要綱第 1 条関連)

瀬戸内海西部海域



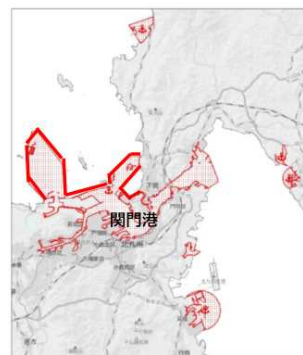
①瀬戸内海西部海域（東側境界）



②瀬戸内海西部海域（南側境界）



③瀬戸内海西部海域（西側境界）



湾外避難（早期避難）勧告

令和●年●月●日

(時刻 発表)

関係各位

第六管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

台風○号の接近に伴い、海上交通安全法第 3 2 条第 2 項及び港則法第 4 8 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 発出期間

令和 年 月 日 (時刻) から勧告を解除するまでの間

(解除時期は、台風○号の暴風域が対象海域から抜ける時点を予定)

2 対象海域

瀬戸内海西部海域 別添のとおり。

3 勧告内容

- (1) 瀬戸内海西部海域内（港則法適用港を含む。）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって、瀬戸内海西部海域外の台風の影響の少ない海域へ避難すること。
ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。）することができる船舶は除く。
- (2) 瀬戸内海西部海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避すること。
ただし、入域後、瀬戸内海西部海域内の台風の影響の少ない他の海域で安全に避泊・避航することができる船舶又は十分な時間的余裕をもって瀬戸内海西部海域外の台風の影響の少ない海域へ避難する船舶は除く。
- (3) 対象船舶以外の船舶についても、安全な海域に避難しようとする場合は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

4 対象船舶

対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び限定近海以下を航行する内航船舶は除く。

- (1) 自動車運搬専用船（長さ 1 6 0m 以上）
- (2) コンテナ船 （長さ 1 6 0m 以上）
- (3) ガスタンカー （長さ 1 6 0m 以上）

- (4) タンカー (長さ 160m 以上)
- (5) 客船・フェリー (長さ 200m 以上)
- (6) 貨物船 (長さ 200m 以上)
- (7) 大型危険物積載船
 - ・総トン数 5 万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く。)
 - ・総トン数 2 万 5 千トン以上の液化ガス船

5 その他 (注意事項)

- (1) 本勧告は、避難行動の適切な時期を逸した船舶に対してまでも域外避難又は入域回避を促すものではない。
- (2) 避難先の海域については、船長等が、船舶の種類、大きさ、積荷の状況、台風の進路速力等を考慮して総合的に判断すること。
- (3) 本勧告は、港則法適用港の港則法第 39 条第 4 項による勧告が解除された場合、同港への移動及び入港について妨げるものではない。

(別 添)

○瀬戸内海西部海域

- ①来島海峡大橋（第1，2，3）、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋、生口橋、因島大橋、新尾道大橋を結ぶ線
 - ②愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台までを引いた線
 - ③関門港
- 上記①、②、③と本州、四国、九州の陸岸に囲まれた海域

○勧告対象港 45港（特定港11港）

- 広島県 尾道糸崎港、忠海港、竹原港、安芸津港、呉港、広島港、大竹港、土生港、重井港、佐木港、瀬戸田港、鮎崎港、木ノ江港、御手洗港、大西港、蒲刈港、厳島港
- 愛媛県 三机港、長浜港、郡中港、松山港、北条港
- 山口県 岩国港、久賀港、安下庄港、小松港、柳井港、室津港、上関港、平生港、室積港、徳山下松港、三田尻中関港、秋穂港、山口港、丸尾港、宇部港、小野田港、厚狭港（※関門港については、福岡県に記載）
- 福岡県 関門港、苅田港（※中津港については、大分県に記載）
- 大分県 中津港、別府港、大分港、佐賀関港

湾外避難（早期避難）勧告解除

令和●年●月●日

（時刻 発表）

関係各位

第六管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

台風○号接近に伴い、海上交通安全法第 3 2 条第 2 項及び港則法第 4 8 条第 1 項の規定に基づき、瀬戸内海西部海域内に発出していた湾外避難勧告については、

令和 年 月 日（時刻）

をもって解除する。

ただし、港則法適用港には、港長が港則法第 3 9 条第 4 項に基づく港外への避難勧告を継続している場合があるので、これに従うこと。

(瀬戸内海西部台風等対策要綱第 10 条関連)

情報伝達ルート

